

第三十一回国会
衆議院 運輸委員会

第十二号

(二四一)

昭和三十一年三月三日(火曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 塚原 俊郎君

理事 篠牛 九夫君

理事木村 俊夫君

理事 谷川 駿君

理事堀内 俊夫君

理事 井岡 大治君

理事久保 三郎君

理事土井 直作君

宇田 國榮君

川野 芳滿君

小枝 一雄君

關谷 勝利君

高橋 英吉君

羽田 武嗣郎君

池田 祐治君

菊川 君子君

島口 重次郎君

杉山元治郎君

出席政府委員 館 俊三君

運輸政務次官 中馬 昂猪君

運輸事務官 細田 吉藏君

運輸事務官 朝田 静夫君

(海運局長) 朝田 静夫君

運輸技官 中道 峰夫君

(港湾局長) 中道 峰夫君

運輸事務官 山内 公祐君

(鉄道監督局長) 小倉 俊夫君

委員外の出席者 総裁 組合員

専門員 志謙 一之君

日本国有鉄道の經營等に関する件
海運に関する件

○塚原委員長 これより会議を開きま
す。
○井岡委員 法案に対する大体の質問
は同僚委員から行われましたので、私は
ただ一点だけお尋ねをいたしたいと
思います。

今度の公団によって老朽船が代替建
造をされていくわけですが、その建造
された船、いわゆる所有が共有という
ことになっておりますが、これに対す
る固定資産税の関係はどうなるのか、
その点を一つお伺いをいたしたいと思
います。

○朝田政府委員 固定資産税の負担に
つきましては、ただいまのところ私ど
もは共有船舶につきまして船舶管理人
といふものを指定するわけでございま
す。その船舶管理人と申しますのが大
体事業者という方が実務に便利なもの
でありますから、運送事業者が船舶管
理人になりまして固定資産税を負担す
るという方法をとつて参りたいと思う
のであります。しかしながら、理論的
には共有的持ち分に応じて税の負担を
していくべきであります。固定資産税
を公団が負担をいたしましたとしても、使用
料を通じてまた事業者から取り立て
を

許します。井岡大治君。
○井岡委員 法案に対する大体の質問
は同僚委員から行われましたので、私は
ただ一点だけお尋ねをいたしたいと
思います。
今度の公団によって老朽船が代替建
造をされていくわけですが、その建造
された船、いわゆる所有が共有という
ことになっておりますが、これに対す
る固定資産税の関係はどうなるのか、
その点を一つお伺いをいたしたいと思
います。

○朝田政府委員 固定資産税の負担に
つきましては、ただいまのところ私ど
もは共有船舶につきまして船舶管理人
といふものを指定するわけでございま
す。その船舶管理人と申しますのが大
体事業者という方が実務に便利なもの
でありますから、運送事業者が船舶管
理人になりまして固定資産税を負担す
るという方法をとつて参りたいと思う
のであります。しかしながら、理論的
には共有的持ち分に応じて税の負担を
していくべきであります。固定資産税
を公団が負担をいたしましたとしても、使用
料を通じてまた事業者から取り立て
を

許します。井岡大治君。
○井岡委員 私は、ただいま可決され
ました国内旅客船公団法案に対し、自
由民主党並びに日本社会党を代表し
て附帯決議を付する動議を提出いた
た、附帯決議を付する動議を提出いた
たと存じます。

まず附帯決議の案文を朗読いたしま
す。

国内旅客船公団法案に対する附
帯決議案
政府は、老齢船を一掃し海上旅客
運送事業の健全な発展を図り民生の
安定に必要な航路の維持改善のため
速かに左記措置を講ずべきである。
一、政府出資金を増額するととも
に、資金運用部資金の融資を充分
に確保すること。

二、海上旅客運送事業の健全な発展
を期するため
1 航路補助金の増額を図ること。
2 海上旅客運送事業の業態にか
んがみ、事業税、固定資産税等
の軽減を図ること。

三、船員の福利厚生施設の整備を図
るよう指導すること。

右決議する。

政府は、さきに離島航路整備法を制
定して、国内旅客航路の維持改善に努
めいたして参りましたが、その成果は
必ずしも十分でなかつたことは、今回
提出されました国内旅客船公団法の資
料等によつても明白な事実であります
。幸い今回国内旅客船公団法を作
成されましたが、この際、政府当局より發言を求める
中馬政務次官。

本日の会議に付した案件

国内旅客船公団法案(内閣提出第八
七号)

特定港湾施設整備特別措置法案(内
閣提出第一四三号)

第一類第十号

運輸委員会議録第十二号 昭和三十一年三月三日

この特定港湾の整備が終ったころは、は、ほっぽつそいうようななにを出してきはしないかと思うのです。ですからこの際明確に運輸省が港湾管理と、いうものは現在のままでいいんだ、そうして港湾業務の簡素化というものは別に考えるんだ、こういう態度をはっきり出しておかないと、今後いろいろな問題が起つてくる、こう思うのです。ですからこの点をお尋ねしているわけです。もう一度お願いいいたしたい。

的な港湾管理、運用をはかる施策であるとしてきめられておりますし、今回この港湾特別整備につきまして、また一般の港湾の整備につきまして、現在の港湾法にのつとりましてこれを遂行していくという考え方でござります。

○井岡委員　まだ少しわかりにくいところがありますが、それではその次にお尋ねします。

運輸省においてもこの特定港湾つなわち貿易港の管理、運営についての一つの試案を出しておられる。その試案の中に、「最大限に港湾機能を發揮する」という統一的な行政目的のもとに、渤海関係の組織を再編成することによって、各種の港湾行政の運用の円滑化と相互の調和をはかり、その能率化を促進する」こういう一項があるわけであります。その次に「このためには、港湾建築設計図と港湾諸施設の運用管理とが一体性をもつて遂行されることが望ましい」運輸省としてこういう論文を発表されておるわけです。これによりますと、今申されておることと若干意味が違うのではないか、私はこう思うのですが、ですから再編成をするというこの再編成というものはどういうふうに考えておられるか、この点をまずお伺いいたしたい。

○中道政府委員　ただいまの運輸省の考え方でございますが、御承知のように港湾の中で行われておりますいろいろな業務、その中には一般の港湾関係の荷役業務もございますし、國の行なっておりまする運輸取締り、關税といふような業務もございます。關稅業務については、大藏省が税關を設けてやつておるわけであります。その

ほか農林省、厚生省あるいは法務省等におきまして、動植物の検疫あるいは食糧管理等の、國のいわゆる公用業務が行われております。そのほか港内取締り、港湾の運送関係、あるいは倉庫関係というふうな運輸関係の業務もござります。運輸省として所管いたしておられますこれらの運輸関係の業務をできるだけ簡素にし、能率的に行なつておられますこれら的一般業務、すなはち、運輸に關係した港湾運送、倉庫關係あるいは海上保安庁の業務、そちらいったものができるだけ簡素、強力に、しかも能率的に行なわれることが主眼であるというふうに考えておりります。それからそのほかの港湾——行政審議会が申しておりますのは、一般的の公用業務、つまり動植物の検疫、入国管理その他の一般の港湾業務も、場所的な問題もあり、あるいは港湾指定地の問題もあり、港湾施設の問題もござります。これでなければ集約して一ヵ所に集めて、これに関係する向こうで便利なやり方にしてもらいたいといふふうに考えておるわけでござります。

○細田政府委員 その問題につきましては、港湾局だけの問題ではなくございまして、いろいろな行政のものと再編成する、こういうふうに理解していくのです。そこで、港湾局の答申を持っておるからお伺いしなくてはならないとおもつておるわけですが、これは具体的にこうするのだとから、これは具体的にこうするのだと、こういうことになつていいのかどうか、この点を一つ明確にお聞かせ願いたい、こう思つております。

〔簡牛委員長代理退席、委員長善席〕

○細田政府委員 それは港湾行政に対する意見を出しておりますが、これは国の行なつておられます仕事、港湾管理者が行なつておる仕事、そういうもの全部を何でもかんでも一本にした方がいいということを申しておるわけではございません。國がやつております行政の仕事は、でき得べくんば一本でやることが望ましい、こういうことで、それでは具体的にどうするのかということをございましょうが、はつきり申し上げまして、具体的にどういう形にするかというところまでの検討はいたしておりませんが、何らかの形で一本化した方が能率上がる上なるということを考えたわけでござります。

○井岡委員 まだ具体的に検討してないということですが、そうすると國の業務を統一的な行政のもとに再編成する、こういうふうに理解していくのですか。

○細田委員 さようございます。

○井岡委員 そうすると、その次に、「港湾建設設計画と港湾諸施設の運用管理」とが一体性をもつて遂行されること

か望むし」日本はおおむねはるが、これとの一体性というものはどういうことになるのですか。

○中道政府委員 この問題は簡単に申しますと、設備と管理運営といふものが一体的に活用されるということは申し上げるまでもないわけでござりますが、現在でも港湾の施設につきましては、重要な港湾については国の直轄でござります。その他の港湾につきましては、国の補助事業等で港湾管理者がやつております。港湾管理者がやつております分は、管理者は港湾法によって開発整備の責任を負うことになつておりますので、施設管理運営といふものが一体的に行えるという建設でございます。國が直轄でやつております重要港湾につきましては、施設は、これを港湾管理者に譲渡委託管理を行なうという意味で、國の直轄工事と港湾管理者との間の施設管理運営というものを一体的に行なうというのが趣旨をやるという建前になつております。そういう意味で、國の直轄工事と港湾管理者との間の施設管理運営といふものを私にはわからない。

○井岡委員 どうもわからないのです。一体的にといふ、その一体的といふ言葉を使っておいでになるのですが、この一体的といふものはどういふものか私にはわからぬ。

○中道政府委員 これはこういふ面を考えられると思います。それは運輸省機関として、地方で建設管理運営といふものを一体的につかさどるような機関を考えるべきではないかというふうにも考えるわけでございますが、建設の業務はただいま申しましたように、地方

の港湾建設局がやつておりますし、それから管理運営の面は港湾管理者がやつております。それからその他のいわゆる港湾と倉庫の関係は、やはり海運局がやつておるわけでございます。これらを一緒にまとめて、一つの組織にして運営をしたら最も能率的ではないかというふうな考え方にもとれるかと思いますがそれにつきましては、先ほど来申しましたような行政管理庁の答申もござりますので、運輸省といたしましては、ただいま官房長が申しましたように、現在いろいろ検討をしておるわけでございます。

○井岡委員 まだわからないのです

が、先ほどの御答弁では、政府機関を統一的な行政のもとに置くのだ、そういうふうに再編成するのだ、こうおつしゃつたわけです。たとえば港湾建設

局と海運局とを一緒にするというようなことは、これは政府機関ですからあつたんですね。しかし管理ということになると、これは政府機関ではなく地

方公共団体が持つておる権利なんですねから、これは一体化した方が望ましいのじやないか、こう思うのですが、先ほどの御答弁と今度の御答弁と食い違

いがあるような気がしてならないのですがこの点をもう少し明確にお答え願いたいと思います。

○中道政府委員 お話を点は政府機関と港湾管理者の管理運営の業務とを一

に委任をするというふうな線が出ていました。運輸省といたしましては、現在の状況から考えます

と、大体三本立になつておるのではないかと思います。それは今の港湾管理の業者を行なつておりますの

用の業務、その公用の業務でございま

すが、それが先ほど申しましたよう

に、いろいろな内容があるわけでございま

す。現在の状態では運輸省といたしましても、これを全部一本にするとい

うことはいろいろ議論がござります。

それで現在の港湾管理者の業務と国の業務というものを別々に考えまして、

そういう線が現在の状態では妥当ではないかという考え方をしておりま

す。ただ先ほど申しましたように、行政審議会の答申が出ておりますので、

それらにつきましては私は別に意見を持っていますが、國の諸機関も、そ

ういう段階と承知しているわけであ

ります。

○井岡委員 もう一度尋ねますが、行政管理庁のは初めから一元化となつておるんですから、これはいい。その内

容等につきましては私は別に意見を持っていますが、國の諸機関も、そ

うして一元化するのだ、この筋は持っておりますが、國の諸機関も、そ

うで、実現は非常にむずかしいことだと思います。前段

のことは御承知かと思います。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。私は私どもはつきり申しません。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。一体としてお読み願えれば、

わざわざのが現実に則する措置と考えら

れる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 港湾の行政機構は長

年に非常に重大な問題でございます。

私は私どもとしては、港湾管理行政につい

ては港湾法制定以来港湾管理者が行

なつて実績を上げつつありますので、

現実に即してはこれがいい方法である

と考えておりますが、その後、実は行

政審議会からの答申も出でておりますよ

うに、各省いろいろな事情もございま

せん。従いまして後段の、行政管理庁

の行政管理庁を中心にして今後検討いたすということになつておる次第でござ

ります。

○井岡委員 そこで私は先ほど申し上

げたのです。最初は決してそういう考

え方はないのだ、こう言いながらも、

だんだん行政管理庁の答申が出て参り

ますと、そちらの方に重点が移つてしまつて、そして最初の考え方とはおよ

うことがます明確ではないわけです。

港湾全体の管理なのか、この管理とい

うことが望ましい」こういつておられる

のだから、この辺がほやけて筋が通つたような通らないようなことに

なつておるからこの点はどうなんですかと聞いておられます。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 港湾の行政機構は長

年に非常に重大な問題でございます。

私は私どもとしては、港湾管理行政につい

ては港湾法制定以来港湾管理者が行

なつて実績を上げつつありますので、

現実に即してはこれがいい方法である

と考えておりますが、その後、実は行

政審議会からの答申も出でておりますよ

うに、各省いろいろな事情もございま

せん。従いまして後段の、行政管理庁

の行政管理庁を中心にして今後検討いたす

すことになつておる次第でござ

ります。

○井岡委員 そこで私は先ほど申し上

げたのです。最初は決してそういう考

え方はないのだ、こう言いながらも、

だんだん行政管理庁の答申が出て参り

ますと、そちらの方に重点が移つてしまつて、そして最初の考え方とはおよ

うことが望ましい」こういつておられる

のだから、この辺がほやけて筋が通つた

ような通らないようなことに

なつておるからこの点はどうなんですかと聞いておられます。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 港湾の行政機構は長

年に非常に重大な問題でございます。

私は私どもとしては、港湾管理行政につい

ては港湾法制定以来港湾管理者が行

なつて実績を上げつつありますので、

現実に即してはこれがいい方法である

と考えておりますが、その後、実は行

政審議会からの答申も出でておりますよ

うに、各省いろいろな事情もございま

せん。従いまして後段の、行政管理庁

の行政管理庁を中心にして今後検討いたす

ことになつておる次第でござ

ります。

○井岡委員 そこで私は先ほど申し上

げたのです。最初は決してそういう考

え方はないのだ、こう言いながらも、

だんだん行政管理庁の答申が出て参り

ますと、そちらの方に重点が移つてしまつて、そして最初の考え方とはおよ

うことが望ましい」こういつておられる

のだから、この辺がほやけて筋が通つた

ような通らないようなことに

なつておるからこの点はどうなんですかと聞いておられます。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 港湾の行政機構は長

年に非常に重大な問題でございます。

私は私どもとしては、港湾管理行政につい

ては港湾法制定以来港湾管理者が行

なつて実績を上げつつありますので、

現実に即してはこれがいい方法である

と考えておりますが、その後、実は行

政審議会からの答申も出でておりますよ

うに、各省いろいろな事情もございま

せん。従いまして後段の、行政管理庁

の行政管理庁を中心にして今後検討いたす

ことになつておる次第でござ

ります。

○井岡委員 そこで私は先ほど申し上

げたのです。最初は決してそういう考

え方はないのだ、こう言いながらも、

だんだん行政管理庁の答申が出て参り

ますと、そちらの方に重点が移つてしまつて、そして最初の考え方とはおよ

うことが望ましい」こういつておられる

のだから、この辺がほやけて筋が通つた

ような通らないようなことに

なつておるからこの点はどうなんですかと聞いておられます。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 先ほどのお答え若干誤解を招くおそれなしといたしません。私どもの方で六大连における港湾

行政の一元化に対する案を二つ出してあります。前段

の方は、実は私どもはつきり申しません。

○井岡委員 そうしますと、先ほどの

問題としては従来通り港湾管理者に行

われる。こういう意見でございまして、

それをこの通りの意味で表わしたつも

りでございますが、第一の方が非常に強

く受け取られておるのはいかないかとい

うことを実は心配しておる次第でござ

ります。

○細田政府委員 港湾の行政機構は長

年に非常に重大な問題でございます。

私は私どもとしては、港湾管理行政につい

ては港湾法制定以来港湾管理者が行

なつて実績を上げつつありますので、

現実に即してはこれがいい方法である

と考えておりますが、その後、実は行

政審議会からの答申も出でておりますよ

うに、各省いろいろな事情もございま

せん。従いまして後段の、行政管理庁

の行政管理庁を中心にして今後検討いたす

ことになつておる次第でござ

ります。

基盤の強化に資することが目的だ、こういっておる。だからこの目的に沿わすために政府としてとるべき態度といふものは、なるほど一方特別会計の措置を講じておやりになるけれども、いわゆる地方公共団体等にあまり大きな負担のかからないようすることの方

がいいのじやないか。貿易の伸長といふことは国の繁栄になることだし、経済の基盤の強化ということはこれまた國の経済基盤をさらによくすることなんですね。そういう意味でこの負担割合といふものは特段の考慮を払うべきじやないか、こういうようにお尋ねしているのです。ですから局長、向うが承認したからというような考え方で話をなさつたのではこれは間違いたと思うのです。

○中道政府委員 言葉が足りなかつたかもしれません、向うが承認したからやるんだという一方的なことではなくて、この計画の立案までには財政的な、資金的な面、その他いろいろ協議をいたしまして、こういう線でなければやれるということを意味しておるわけですが、実際問題といたしまして、これが確定をいたしております現在におきましては、お話をのうな

○中道政府委員 言葉が足りなかつたかもしれません、向うが承認したからやるんだという一方的なことではなくて、この計画の立案までには財政的な、資金的な面、その他のいろいろ協議をいたしまして、こういう線でなければやれるということを意味しておるわけですが、実際問題といたしまして、これが確定をいたしております現在におきましては、お話をのうな

○中道政府委員 二つあると思いますが、民間団体から取ります直接の受益者負担、つまり鉄鋼、石油等の負担金、これは直接国が徴収するわけであります。それから石炭等の二割の特別利用料の徴収でございますが、これは港湾管理者が徴収をいたします。ただよりまして特別利用料という名目で取扱をやれるように、そのそれぞれにつきまして港湾法の第四十四条第三項及び第四項の適用をしないことにしております。これは利用料につきましては、港湾管理者がこれを利用者から徴収する場合に、利用者の方では異議の申し立て等のことがやれる規定になつておりますので、そういうことの手続を省きまして、これを港湾管理者が取れるよういたしておるわけであります。

○中道政府委員 「特別利用料の種類及び

○中道政府委員 同時に、「政令で定める」というその案は、できておりますが、これはどことどこを予定なさつておるか、一つお伺いいたしたい。

○中道政府委員 これは千葉と大阪と

衣浦と名古屋でござります。
○井岡委員 なお、さらにもう一点だけお伺いいたしたいのですが、受益者負担の徴収方法はどういう方法でおとりになるか、どこがその徴収責任者になるか、この点を明確に一つ伺いたい。

○中道政府委員 二つあると思いますが、民間団体から取ります直接の受益者負担、つまり鉄鋼、石油等の負担金、これは直接国が徴収するわけであります。それから石炭等の二割の特別利用料の徴収でございますが、これは港湾管理者が徴収をいたします。ただよりまして特別利用料という名目で取扱をやれるように、そのそれぞれにつきまして港湾法の第四十四条第三項及び第四項の適用をしないことにしております。これは利用料につきましては、港湾管理者がこれを利用者から徴収する場合に、利用者の方では異議の申し立て等のことがやれる規定になつておりますので、そういうことの手続を省きまして、これを港湾管理者が取れるよういたしておるわけであります。

○中道政府委員 二割です。
○井岡委員 「特別利用料の種類及び料率の基準は、政令で定める。」こういうことになつておりますが、その基準料率というのは二割ということです。

○中道政府委員 政令の案は、今、心づかりのような程度で作っております。

それの概略について御説明申し上げたと思います。まずそれよりも前に、二割の受益者負担金を取るものでござりますが、これは大ざっぱに言いまし

○久保委員 その資料に関連して、トラック、バス、ハイヤー、タクシー等の運賃額に占める燃料費の計算、これ

○久保委員 その資料に關連して、ト

ラック、バス、ハイヤー、タクシー等

○園田説明員 この特別利用料は、埠頭会社を作りました場合でも、港湾管理者が直接取らねばならないようになります。

○塙原委員長 次に、国鉄の經營に関する件につき調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。羽田武嗣郎君。

ネットクとなっておりますのは、いわゆる
碓氷トンネルでございまして、この改
良問題について質問をいたしたいと思
います。運輸委員の皆様方にも特に御
留意をいただきたいと切にお願いをい
たす次第であります。

て、明治二十六年に開通しました信越本線が、沿線及び北陸、越後方面の開発発展に寄与したことは、非常な、はかり知れないものがあるのであります

全く時代から取り残されておるのであります。中部日本横断連絡の意義を今 日は失つてしまつておるのであります。というのは、本線の現状は増大します。た貨客の輸送要請にこたえられないばかりでなく、すなわち今日では本線を通過すべき貨物、あるいは旅客が、距離も遠く、しかも時間もかかる上越線へ回りになつてやつておるような状態で

ありますし、いわゆる表日本と裏日本との連絡の使命が非常に薄らいでおるというものが現状であります。どうも、六十余年来放任してきた信越線の改良を余儀なくされるに至つておるのであります。それは、上越線も実は飽和状態にまでなつておりますから、従つてそれを補うために信越線は強化しなければならぬ、こういう運命に現在至つておるのであります。ことに近年観光事業が発達したときにおきましては、観光シーズンにおいては列車の余裕が全くなく、完全に行き詰まってしまつておる状態であります。長野県のような観光地におきましては非常に重大なる支障になつておるのでござります。沿線の経済、文化、観光の発達には今や信越本線の輸送力の増強が不可欠であります。この信越線の輸送力増強のネットとなつておりますのは、申すまでもなく横川一軽井沢間のアプロード区間の問題がござります。千分の六十六・七ミリというような急勾配のこところを、よちよちとアプロードでラックペールでもつて、ようやくにしてよじ上つていくような今日の状態でございまして、従つて、一列車当りの牽引力は電気機関車四重連で、ようやく三百六十トンの輸送力しかございません。絶対に碓氷峠の改良によって信越線のガントリーをまず取り除かなければならぬと思うのでござります。しかばね今、国鉄においてはこの改良計画を研究されおるようになりますが、その改良計画案をお示し願つて、そうして審議を進めていたと思います。

○小倉説明員 仰せの通りに、信越線の建設は非常に重要な路線でありますとともに、もうすでに輸送力が限界をオーバーしておりますて、加うるに明治十五年の建設でござりますから、ほとんど隧道その他が取りかえの時期に盡しておまりまして、何とかいたさなければならぬと考えておりますが、たゞ技術的にむずかしいのと巨額の投資を必要とするために今まで延び延びになりましたして、御迷惑をおかけいたしましたことをはなはだ申しわけなく存じます。ただいまお話を通りに、この信越線は三十四年度から調査、設計あるいは一部の工事にかかるて、できるだけすみやかにこの横川—軽井沢間の増強線をいたしたい、かよう考へております。

それで、第一案は、現在線に並行して線路を増設する案でありまして、これは俗に張付線と申しております。第二案としては、勾配を緩和するために迂回路線を作りまして横川—軽井沢間を結ぶ線でございまして、これには勾配を千分の二十五にいたします案と千分の五十にする案とございまして、ただいまこの二案が考えられておる次第でござります。

○羽田委員 その二案のキロとかあるのは工事費とか、そういうものについて大体の見込みをお知らせいただきたい。それから牽引力ですね。

○小倉説明員 勾配を申し上げますと、現在線張付線増案は現在の六十六・七ミリの勾配でござりますが、第二案のうちで、大体勾配改良案としては二十五ミリでないと工合が悪いということで、二十五ミリ案を主として検討いたしましたが、二十五ミリ案で申

しますと、勾配は二十五ミリになりますと張付案では二十二分から二十四分で運転ができます。それから延長で申しますと張付案では十一・二キロでございます。これに対しても、二十五ミリ案でございりますと二十五・二キロになります。それから運転時分は、これは旅客、貨物の下りをとつたのですが、張付案でございませんと二十二分ないし二十四分でございまして、二十五ミリ案でございますと、多少端数はございますが四十二分ないし四十四分でございます。それから牽引定数は、張付案でございまして、大体重連で五百トンでいくべあります。それから線路容量は、単線の場合と複線の場合とを想定いたしましたら、概算でございますが、單線の場合と複線の場合では七十億円、これに対しても、二十五ミリ案では四十億円でござります。それから複線の場合でございますと、張付案が二十六億円、これに対しても勾配二十五ミリ案は七十四億円、大体そういうふうな計算になつております。

○小倉説明員 これは運転時分だけありますて、そのつけかえの時分は入っておりません。

○羽田委員 つけかえに大体五分くらい、これよりもよけいになると田中六分あります。しかし現在の六分六・七ミリ案というような急勾配のところを機関車の改良でいこうという安易な案だと思いますが、この機関車の改造は、一体どの程度まで進んでおるのですか。

○小倉説明員 仰せの通りに、この分配改良で一つの大きな課題は、電気機関車の性能がどうなるかということをございましたが、最近の電気機関車は非常に改良されて強力なものができますので、そういう点を国鉄の技師がいろいろ研究いたしまして、大体成案された場合に、この六十六・七ミリ案では、私は軽井沢と横川で補機をつけえないからならぬと想像いたしますが、それを東京から直江津あるいは金沢、あるいは新潟まで電化された場合に、この六十六・七ミリ案では、私は軽井沢と横川で補機をつけないとどうなるか、こういうふうに思いますが、その点はどうですか。

○小倉説明員 この横川一軽井沢間を、ただいま申し上げました張付線増設案で参りますと、必ず補機を使うことになります。

○羽田委員 これは長野県を初めとして、群馬県、新潟県、富山県、石川県あるいは福井県の国会議員の期成同盟会の研究会がありますが、ここで二十五回案で絶対お願ひしたいと

いうことを切に要望しておるわけなんですね。二十五ミリ案でいきますと、距離は長くなりますけれども、あの妙義山の裏手を通つて、景色が非常に美しい、觀光価値も非常に大きくなつてきますし、それから貨車の方は全然補助機関車といふもののがなくて、東京からそこのままの機関車で行ける、こういう形になりますので、私はやはりこの二十五ミリ案を、この沿線の一千万大衆の意思において要望したいと思うのです。この点についてば、期成同盟会あるいは国会議員団としましても、かねて小倉副総裁にもよくお願ひをいたし、御相談もいたしておつたわけであります。大体二十五ミリにということで、去年の秋ぐらいまではきまつておつたようには思ひます。それでまあ来年度予算に一億円の調査費をつけようというお考えで、非常に好意ある、そして國鉄として当然やるべきことをやりになつておられるので、敬意を払つてゐる次第であります。しかるに何かその後になってエンジンの、つまり機関車の改良でもつて現在の六十六・七ミリでいるんだ、こういうような方向転換をされておるよう私は思うのですがあります。それは私たちとしてはまさに遺憾に思つておるのであります。アブト式でなくなつて、急勾配で、もし機関車の事故でも起きたら、多数の生命に関するゆきしき事態の発生も予想されるのであります。

規程というののがございまして、ここにおいて、勾配とか線路の種別をきめております。その線路の種別としては、高崎一直江津間の信越線は乙線といふことに、その規程できまつております。また勾配に関する規定は、十五条に規定がございまして、「本線 路ニ於ケル勾配ハ左ノ限度ヨリ急ナラザルコトヲ要ス但シ乙線ニ在リテ特別ノ場合ハ其ノ限度ヲ千分ノ三十五トス」甲線は千分の二十五、特別の線路は千分の十、乙線が千分の二十五、丙線が千分の二十五、こういうふうに規則がきまっておることは、私から申すまでもなく御承知の通りであります。そういうふうにきまつておりますのが、今度は国鉄としては時代の進運にかんがみますと、急勾配はできるだけゆるい勾配にしようというふうの計画がなされておると思うであります。甲線は千分の十、乙線は千分の二十五を最大勾配とするというふうに、今運輸省に御提出になつた改正案は最高の勾配の限度を示しておられると私は承わつておるのであります。その点についてはどうですか。

存じまするが、これは、この案の決定までは國鉄としては理事会の議決も経なければなりませんし、特殊の事項で運輸省に特認も得なければなりません。ですから、これがどの案にきまつたと申し上げられません。

ただ張付案について長所だと思われる点を概略申し上げますと、一つは先ほど申し上げましたように、時間が勾配二十五ミリ案よりは約二十分つづまる。それで先ほど機関車のつけかえを御指摘になりましたが、それが大体一回取りつけ、取りはずすのに三分くらいかかりまするが、やはり横川、輕井沢の駅で停車——つけかえはしなくとも停車時間がございますから、まるまるそれが食われるというものでもないと思ひます。それで相当時間がつづまるということが第一点と、それからもう一つは工費が非常に安い。工費が約三分の一でできる。それから工事期間が、線増案ですと約三年でござりますが、二十五ミリ案ですと大体五年くらいかかるというようなことで、私どもは、これは先ほど申しましたように最後的には決定はいたしておりませんで、なるべく御迷惑を早く片づけて、しかも信越線の強化となるべく安くいたしたい、こういうことを考えておりますので、そういう点につきましては線増案が有利ではないかと考えておりますが、いろいろ特認の事項その他もございますので、運輸省に申請いたさなければならぬと思っておりまつたと申します。

次にその勾配の制限でございまするが、もちろんこれは急勾配でございまつたから、安全保安の点を十分に考えなければなりませんので、機関車その他

○羽田委員 とにかく時代の趨勢は、非常に急勾配の多い時代になりました。それを設計したままで、それを完成の上で、もしこの張付案でいたしますれば、その設計を具して運輸大臣に特認の許可の申請をいたすことになります。

〔委員長退席、簡牛委員長代理着席〕

の著なたに進軍地として外国人をもたらす
井沢とか猪根とか日光といえば、日本
における代表的な場所ですから、輕井
沢の地帶における交通を便利にするん
だということの外債なら、私は非常に
求めやすいんじやないかと思う。だか
ら特別に外債を仰いででも――そうえ
らくかかるわけじゃない。四十億くら
いの金でござりますから大した金では
ないと思いますが、とにかくそういう
一時の目先だけの問題としてでなく、
百年の大計、今まで六十数年の間悩ん
できたこの沿線地帶の悲願をこの際せ
ひとも達していただきたい。やはり二十
五ミリにせひとも方向を転換していただ
きたいということを切にお願いをいた
し、かつ要望いたす次第であります。
ことにただいま申すように建設規
程の改正案は、すでに今までよりも勾
配をなるべくするという新しい時代に
沿つての改正案になつておるわけであ
ります。それにもかかわらず碓氷だけ
が今まで通りの六十六ミリの張付案で
いくという行き方では、一千万の関係
地方民は納得がいきません。ですから
ら、この点については、建設規程の改
正案の審議を運輸省の山内さんのところ
でおやりになっておられると存じま
すが、なお細田官房長は元は国鉄部長
をされておられたので、せひともこの規
程を改正するについては、条件として
やはり碓氷は二十五ミリ案でいくとい
うことを条件に付してお許しをいただき
くようにしていただきたい、こう思
いますが、一つ山内さんの御意見を承わ
りたい。

Digitized by srujanika@gmail.com

ルートについて研究いたしておりますことは、ただいま副総裁からも述べられた通りであります。運輸省といたしましては、国鉄のこういった研究の成績によりまして、監督官庁としての立場からこの新線に対する案の可否を決するわけでありますが、いろいろ副総裁が述べられましたように、各案と付案につきましては、機関車の動力を強めるということございますが、まだ技術的にブレーキの点でございますとか、いろいろ安全の点からも十分今後検討しなければならないものである、かように考えております。それらの点につきましては、運輸省としては慎重に検討の上、どの案がいいかを決定をいたしたいと思います。

ただいまの規程の関係でございまが、これは全般的な問題でございまして、現在鉄道の技術が日とともに進んで参りますので、常に新しい様式を取り入れなければならない。これは單に勾配だけではなくて、全般的に今検討しておるわけでありますので、これらはまた別途新しい時代に即応する規程にいたしたい、かように考えております。

○羽田委員 とにかく規程の認可といふか許可というか、それらをされる場合においては、一度この委員会に局長から認可をしたということを一つ御報告をいただきたいと特にお願いをしておく次第であります。とにかく、この建設規程の改正案からいつても、これはやはり二十五ミリというものを原則にすべきである、こういうふうに私は思うのであります。特例といつてしましで六十六ミリ案をそのまま張りつけて

いくといふような考え方方は私はどちらないのであります。碓冰が二十五ミリに改正されますならば信越線も田口・関山間が二十五ミリでありますから、この二カ所。碓冰と田口・関山間が二十五ミリになつては、先ほど申しますように上野から直江津あるいは新潟、金沢に、一つの機関車をつけたままで、どちらへも行けるというような便宜がございまして、特別に横川・輕井沢間で機関車をつけかえるというようなことはなくして、済むと思うのであります。

山鉄道とか、その他七ヵ所あります
が、いずれも、最低が三千二百四十九
メートル、最高が四千三百二メートル
というような高いところへ上っていく
登山鉄道、觀光鉄道がいわゆるアプト
式を活用しておるのであります
軽井沢のごとく九百三十九メートルと
いう、その何分の一の高さのところに
やつたということは全く六十年も前
の日本の土木技術屋の自己満足が、つ
いに今日まであの沿線の工業やその他
のものをおくらせ、輸送力の増強をお
くらせたという点にかんがみて、今度
はエンジニアの方が六十六・七のこと
を、われわれが発明したといふか、工
夫した機関車でやつていいけるのだ、そ
ういうことでまた機械屋の自己満足で
改良工事がやられてしまつたのは、
これはもう六十余年も前におきまして
昔は土木屋、今度は機械屋の自己満足
でこれをやることであつてはす
こぶる重大なことだと思うのです。と
ころが若い土木屋の案でありますと、
横川からちよつと上ったところから御
代田の近くまで、十五キロという一本
のトンネルで行くという理想案を考
えておる。それは東海道と同じように
十ミリでもつて横川から軽井沢を越し
て御代田のところに抜ける、それを一
本のトンネルで行く。ですから、現在の
日本海岸線で敦賀—今庄間でやつてお
ります日本一のトンネル十三・八五キ
ロメートルよりも一・一五キロだけ長
いトンネルの計画になる。これは机上
案でございますが、そういう理想案す
ら若い諸君が持つておる。こういうこ
ころのものをやるというところに着眼

こういうふうに思います。この場合においては、御代田まで行きますから、輕井沢においては地下にステーションを作つて三百メートルのエレベーターでもつて上るうといつうような、從来の考えに比べると全く夢のごとき考え方をすら若い技術陣が持つておるといふ。どうなことから考えましても、これはやはり勾配といつうものはなるべくゆるい勾配でやろうといつうことが、國鉄運営の最高の方針でなければならぬ。それを、六十六・七ミリの従来通りの張付でやついくといつうことは全く時代逆行の考え方である。それはエンジニアとしては、技術はどんどん進歩いたしましたからやり得るかもしませんが、しかしやり得るといつうことを、今度はスピード・アップとか牽引力を大きくなる方に着眼をして、実用の方向にエンジニアの技術陣営が力を入れなければ、私はずっと國鉄のスピード・アップというものができるのじやないか、こういうふうに思うのでありますし、私は十分の一ミリ案というような理想案も一つの参考にしながら、二十五ミリ案というのをぜひともお願ひいたしたい。これは私ども関係の国会議員としましても、それから期成同盟会いたしましても、ぜひともお願いしなければならぬことである。そのための二十億から三十億くらいの金は、國鉄のやりくりでもできましようし、あるいは先ほど申ししたような二千万ドルとか三千万ドルくらいの外債の募集をいたしましてもよろしいのじやないか、こういうふうに思つております。そういうふうに百年の将来を考え、百年の大計に立つてこの六十何年前の誤まり

重大なる決意を願つて、また監督の内局長においても、國鉄の案に對しては一つそういう着眼で御指導をしていただきたい、というふうに切にお願いいたすのでございます。案の決定は、一体それらの三つの案のうちのどれを決定するかということはいつごろになるのか、着手の時期はいつごろにならぬのか、完成の時期はいつごろになるのか、あるいは調査費の一億円は本年度においてはどんなふうにお使いにならぬのであるかといふような具体的なことでもお聞きいたしたいと思いますが、時問も迫つて参りましたので私はこれはまたの機会にお尋ねをいたすのでございますが、とにかくそんなふうに関係六県といたしましてはすぐる重大に考えておる改良案でありますと、從つてこれはこの運輸委員会といつたましても、四、五月のころにでもなりましたならば、運輸委員会の國政調査として一度碓氷峠の現場をこりんになって、そして國鉄當局の計画に誤りながらしめるよう御指導をいただきたいというふうに切にお願いをいたすのでござります。時間もおくればまた少し、長くなりましたが、大体きょうはこの程度でやめないと存じますが、小倉副総裁に最後にもう一回所感をお尋ねいたします。

きまる案ではございませんが、技術者といったとしても、あるいは国鉄の責任者といったとしても、なるべく工費を安く、所要時間を短かくということを心がけておるのでございまして、これは先生おっしゃいましたが、決して野望でも何でもないように存する次第でございます。しかしこの問題は、その地元の関係方面の方々の御不便を一刻でも早く解消いたしたい、そのためにはどういう案をとるかができるだけすみやかに理事会にも上げて決定いたしたいと存りますが、その節には先生が今お述べになりましたようなことは私からこざいに理事会にも報告いたしたい、こう考えております。

○**鶴牛委員長代理** 海運に関する件について調査を進めます。
質疑の通告がありますので、これを許します。久保三郎君。

○**久保委員** 三国間輸送の助成についてだけお尋ねをいたしたいと存じます。これは厚生施設の四千万円を除いて四億六千万が三国間輸送に対する助成のようですが、これは一般予算委員会でも一応質疑があつたわけですがあります。さらにお尋ねをしたいのは、この助成というは、いわゆる狭い意味における獎勵的な性格の助成金であるか、それとも一定の、たとえば欠損補助というような意味を持っておられるのか、そのいずれであるか、まずお尋ねいたしたいと思います。

○**中馬政府委員** 先に申された獎勵の意味でござります。

○**久保委員** 獎勵の意味だといたしますならば、この予算措置というのは三十四年度単年度限りのものであるかどうか。

○**中馬政府委員** 私どもは継続的にこれを要求いたしたいと考えておりますが、たゞれども、大蔵省の方で世界の貿易の伸展の状況、海運界の景氣、不景気いろいろございましたので、さしあたり三十四年度にいたしております。

○**久保委員** 法制局長官の著書によれば、これは予算委員会でも指摘をいたしておりますが、特定の地域または特定の団体等に限り交付するもの及び法律または条例によるのが妥当である、こういうふうに見解を述べておるわけなのです。でありますから、これが単年度のものであろうが、あるいは

恒久化すべきものであらうが、一応この業態というか事業体からいけばこの見解に照らして当然立法措置を講ぜねばならぬ、こういうふうに考へているわけであります、今の政務次官のお話によれば、運輸省は大蔵省に対して恒久化したいということであったが、それがこういうふうになつたのだという意味のようであります、立法の手続きというか、それについての交渉をしたのかどうか。

○朝田政府委員 私どもといたしましては大蔵省に対しまして、立法の交渉をいたしたのであります。ところが法制局、大蔵省、政府部内で打ち合せました結果、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律というものが補助金の交付について一般法として存在をいたしますので、それ以外に法律事項がなければ、法律を出す意味がないと、いう結論に達したのであります。

○久保委員 今、海運局長がおあげになつた法律の目的は補助金の執行を適正にするということでありまして、こういう制度を作つて補助金あるいは助成金を出すという法律ではない。よつて先ほどの政務次官等のお考へからいければ、あるいは林法制定局長官の見解によれば、これは当然立法措置を伴うものだとわれわれは思うのです。その点のお考へはどうですか。

○朝田政府委員 林法制定局長官の「例解立法技術」という著書にも今御指摘になりましたようにあります、通常の補助金については、それが単年度限りのものであつて、後年度に義務を残さないものである限り、必ずしも法律の根拠を必要とするものではない、予算が成立していさえすれば、これに

うたつておられるわけであります。そこで、私どもいたしましては、後段において林長官が著書に言つておられたとおり競争を原則とする事業に関して交付するものについては、営業自由の原則等との関係で、法律または条例において一定の努力をいたしましたものの、そういう条件を具備するものに對しましては、差別をつけずに助成いたしますことが趣旨であります。この趣旨と著書の趣旨と異なるところはない、こういうふうに考えておるのであります。

○久保委員 今の御意見の前段で、單年度のものならば立法措置は要らぬといふふうなお答えがあつたようですが、そうしますと、三国開港助成は今年度限りで、明年はやらぬお考えでござりますね。

それからもう一つは、林法局長官の見解に相違はないというが、先ほど読み上げた後段の、いわゆる自由競争を原則とする事業には違いない。だから、その見解は少しおかしいんじゃなかろうか、こう思うわけです。だから本心を聞きますが、運輸省としては、海運政策からいって、三国間輸送を奨励し、外貨獲得をするんだということだと思うのであります。そうだとすれば、一応景気回復した場合には、この法律の執行を停止するということも一つの形としてあるわけです。当然後年までやるんだということならば、立

法措置をとるべきなんですか。そうしま
すと、はつきりわかりませんが、これ
は今年度限り、三十四年度単年度限り
のものであって、あとは一切やらぬと
いうことごろらしいんですか。

○朝田政府委員 前段に引用いたしま
したもののが単年度限りのもので、後年
度に義務を残さないとということに意味
があるんだと私は解釈いたしておりますの
でありますし、これは来年はやらない
んだということは、ここで言明はでき
かねるのであります。私どもといたし
ましては、予算が国会の御承認を得て
執行ができます点については、予算の
執行に属する問題である。こういうふ
うに解釈いたしておるのであります。

○久保委員 予算の執行ということで
全体を考えれば、法律は権利義務の問
題だけ、あとはもう要らぬというこ
とにになりますね。そうしますと、今あ
る法案の中で、あるいは法律の中でも要
らないものがたくさん出てくる。あと
は行政措置でやっていくということに
なります。それでは今まである法律は
何がゆえにあるのか、そういう疑問が
起きる。それから単年度限りではな
い、いわゆる後年度に負担を負わさな
いんだということで法律にしないん
だ、これは言い回しの相違であつて、
中身は同じだと思う。後年度に負担を
負わさないということは、三十四年度
一年限り、負担を負わすか負わさぬか
変りがあるのかないのか、変りがない
とするならば、これは恒久的な立法措
置が必要ではないか、こう思う。とこ
ろが、先ほど言う通り、今年度限りの
ようにも聞えるし、来年もやるかもわ

からぬということでは、どうもはつきりしないのですが、その辺のところは

であります。先ほど申しましたように、適正化法以外に法律もございまして、改正事項は、(一)易古ニレシ制三

て、予算をお認め願いますならば四億六千万円に一定率を乗じたものを交付いたします。

予算委員会で記録をちょっと読みましたが、大蔵省は、いまだかつて運輸省からそういう話はありません、あれば

れとしても、いつまでも今みたいに海運界の景気が悪いという現状においては、たゞ単に三国間の助成費のみを

○朝田政府委員 先ほども申しました
ように、予算のほかに、予算の範囲内
どうですか。

で、法律事項がない場合にはそれを制定することは意味がないという解釈をとつておるのであります。

いたしかし、こうしたことを省令の策で考へてゐるのです。大体どういう程度の見込みかという趨勢であります。

からこそ、いかに豊かな三日間の見聞鑑賞の時間をもつてして、海運界の立ち直りもできぬといふことで、一応ことしは單年考えます、ということを答弁しております。大蔵省が来ればわかると思うの

で補助金を交付する権限を与えるための法律は別に制定することが——補助金等の執行に関する適正化法以外に法律事項がなければ、それだけでは法律

ますが、これはまだ見込みで何とも申し上げられませんが、大体二百五十億程度の運賃収入額が期待し得る。こういうふうに考へておられるのであります。

であります。そこで、なるほど実情はよくわかります。大蔵省に持つていつたら、来年度の方までずっと恒久的な負担はちょっと困るから、そ

を制定することは意味がない、こういう立法技術論を法制局でもいたしておるのであります。私どもは、その立場に立つて、政府部内としては法律を出さない、こういうことときめてあるので

こういうものをやっている例は、たとえば、これはあとにしますが、今度の予算にも載っている全日空に対する五千万などです。これも問題があるが、大きめの方をやってハ

○久保委員 二百五十億の運賃収入増加を期待できるというのですが、大ざつぱにその積算基礎を御披露願いたいと思います。

これは単年度ということでやつておいて
くれ、こういうことで、これは妥協の策
として予算額においても方法において
も出てきたのだろうと思うのであります。
非常に不明確なものだと私は思うの
です。省との見解の相違は、これからまた景
気もよくなることだろうし、そういうう
ことも考えられるから、いつも不景氣
じゃないのだから単年度にしたという
ことです。それは、海運界の景気がよ
くなることを期待するからであります。

あります。
○久保委員 もう一つ。立法措置を単年度であつても必要とする理由は、とにかく助成でありますから、助成のきき目、いわゆる効果、そういうものをつきりつかむのには、法律によつてるわけです。そういうのがよいかどうかの問題が一つある。もしも今までそういう例がたくさんあるとすれば、これは問題だと思うのです。結局的確に助成の目的が把握できない形はいかぬと思うのです。

定期船、浦送船についての最近の輸送実績をにらみ合せまして、かつまた各企業からのその後の調査をいたしました集積であります。

です。ここに海運政策全体の問題点があると思うのです。だから今まで世間に騒がすようないろんな問題も出てきた。私はこういう海運の助成策によつて相当期待できるものならば、これは賛成です。ただその助成の目的がどうなつたときには助成金をやらぬといふ条文を書きさえすればいいのであつて、その見解をはつきりしておかないと、輸送の運賃の五ヵ年平均からその実績

はつきり繩らなければいかぬ、こういふことだと思います。国民の税金を野放しのつかみ金でどんぶり勘定のように出すことが補助の建前、助成の建前にもう一つは、恒久性がなければ成功にはならぬという、来年は財政の都合、こういうことでも、これは続けていくけるかいけないかわからぬということ

いる御答弁なんですが、おそらく大体そういうことあります。だから私は少くともある程度の目標を置いてそれに近づけるための努力がこの助成

ちかへいでしまうというようなことでは、問題があると思う。だから私はどうしても、そういう建前からいっても、あるいはその目的からいっても、ジをかけていくのだというだけの条文では、これは野放しですからいかねと思うのです。それはそういう経済界の

ではないのです。ましてや自由競争の企業であれば、そういうことからいえば私は立法措置でやるべきである、こう思います。あなたの見解はいかがですか。

では、今日の海運の状況からいっても問題だと思うのです。立法論ばかりでなく、実情からいっても……。だから、あらためてお尋ねしますが、四億六千万でどの程度振興される見込みですか。

金の目的でなければいけないとと思うのです。ところがそういう義務負担といふか、そういうものは海運会社には全然課せられない。そうしますと、何とななく金を助成する。こういうことでは効果の点が非常に期待できない。的確にい

立法措置をとるべきではないか、こう思ふのです。政務次官、これについて運輸省として大蔵省にはどの程度御折衝になつたのか、本心は立法措置をとるべきだと思ったのか、思はないのか。その点一つ政務次官からお答えを

状況によつてなるほど、波動はございますから、波動があるなら、あるときの条文を一つ設けておけば問題がないはずである。それをやらぬで、ただ単年一度ということについては、運輸省においても海運政策に対しても貫したもの

○朝田政府委員　ただいまの御質問に對しましては、どういう交付方針をいたしましたら、どういうこと間に問題があると思うか、私どもが今考えておりますが、昭和二十八年から五カ年間に輸送をいたしました運賃収入の実績平均、これの二分の一を上回る部分について、どういう方針で助成するかということに問題があると思ふ。そこで、まず、この三國間の航海助成に関する補助金の執行に當つては、公正を期しておるつもりであります。また、単年度だけであとではやらないのかということにつきましては、予算の執行に関して、法律を伴つていない場合も他に事例があるの

の効果を上げるということにはならぬではないか。とにかく損をしているようだから、少し金を助成しよう、あるいは助成すればそこへ船が集まってくれるだろう、こういうことでは——額は全體から見れば少少なものでありますから、この制度を恒久化する問題と、この効果の問題と、二つの点から立法措置をとるのが私はほんとうだと思う。私は

いただきたいと思います。

○中馬政府委員 大蔵省いろいろ実は私自身が折衝をいたしたのでありますけれども、経済界の将来の見通しといふものは、ことし景気が悪いから来年も悪いというのではなくて、毎年毎年景気の状態が変るから、一つの恒久立法を作つてやるということは、大蔵省としても望ましくない。またわれわ

を持っていないからこういうことはなつたのではないか、大へん失礼な話ですが、そう思うのです。これに対してもうですか。

○朝田政府委員 ただいまの御発言の中で、法律を出して景気がよくなればやめるのだ、こういう条文を書いておけば目的が明確になり、かつ運用もいいじゃないか、こういうことでござい

ますが、この程度の限界が非常にむずかしいと私は思うのであります。といふことは、今のお説は、私どもといったとしても、も傾聴すべき貴重な御意見だと思いますが、今お話しになりましたように、海運市況の変動というものの振幅が非常に激しい。それを、どの程度までマーケットが回復すればやめるのだ、あるいは続けるのだ、こういうことがなかなかむずかしいのであります。それに従いまして予算の問題として毎会計年度措置をしていくということがあります。また事実政府内でも話になつておるのであります。ただ私どもといったところに、また実政府内でも話になつてしまつては、海運政策がその場限りでいろいろ變るからこういうことであつまつたが、私どもがこの三国間の航海助成金の制度を考えました上におきましては、もつと目的を明確にいたさなければならぬとも思いますが、私が考へました趣旨は、日本の海運の国際收支の現状では、御承知のように三十二年度が約二億六千万ドルの赤字でござります。この原因の一つは、世界の主要海運国をながめみてみると、おおむね船腹の半は三国間の活動にさしておるわけであります。しかもそれによつて上つてくる運賃外貨収入といふものが、自国の国際收支に十分な貢献をいたしております。こういう事態に反しまして、日本の海運といふものは、自國中心の貿易に密接しておつて、その余裕がない、しかもこういつた今の海運の市況の現状に照らしまして、新市場を開拓し、積極的に外貨を獲得し、新しく航権の伸張をはかつていくといふことが、今の海運政策として最も適切有効な措置と私どもは考えて最も適切有効な措置と私どもは考え

ます。率をながめてみましても、遠洋二区からの積み取り率といふものが近海と比べて非常に悪い。日本中心の貿易の積み取りにおきましても遠洋二区の積み取り比率が非常に悪い。こういうことほどいうことから原因するかといふべきであります。また遠洋二区において配船をいたしました日本は船腹というものは足りない。従つて適時適切にスポット物を獲得できないということであつますので、三国間の活動を促進いたしますと、そういう副次的に遠洋二区の積み取り比率も上つて参る、こういうふうな考え方から私どもは三国間輸送を促進する一つの助成というものがどうしても必要だと考へておるのであります。

○久保委員 連絡が悪くて大蔵省でござります。目的がその点においては私どもははつきりいたしておると思うのであります。ですが、取扱いの交付の手続につきましては、今申し上げました交付の基準といふもの以外にいろいろな条項を省令案で考へておるわけであります。ですからなければ仕方ありません、あとで申し上げます。

○朝田政府委員 船員局長がおりませんから、私からかわって御答弁させていただきます。

四千万円の船員の厚生施設が三国間航海助成の一環といたしまして予算案として計上いたされておるのでござりますが、これはその当時の予算の折衝の過程から申し上げますと、政府が四千万円を出しまして、労使双方からも負担をいたしまして運営をしていく。大体ただいま考へられておりますところは、ニューヨーク、カルカッタ、ハンブルグ、こういう三ヵ所を予定いたしておりますが、これが均分の割合で

が悪い。それから恒久化するということにつきまでは、ただいまの全日本海員組合の内々の意見があつて、便宜上单年度に出してきたということは少くともまずい政策だと私は思うのであります。むしろ恒久化するような基盤が財政の中にないとするならば、これは薄めてても大体恒久化する手續をするのがほんとうではないだろうか、こう思うのです。もちろん実効の点、いわゆるきき目があるかないかの点も問題があります。いずれにしましても、この予算の措置は私はどうも、不法とは言いません、妥当を欠いておると思うのです。これがあとで大蔵省が来てからまたやります。いずれにしても、こういう方法を運輸省はとらないようにしていただきたい、こう思います。

それからもう一つは、四千万円の船員の厚生施設の関係であります。聞くところによれば、船会社から同額、それから船員関係からもといふことであります。が、船員関係から多額のものをしてやることはなかなかこれは無理だと思うのです。この点についてはどういうふうにお考えですか。

○朝田政府委員 船員局長がおりませんから、私からかわって御答弁させていただきます。

〔参考〕
国内旅客公団法案（内閣提出第八七号）に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

○箇牛委員長代理 次会は来たる五木曜日、午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとして、本日はこれにて散会いたします。
午後一時四分散会